

# 工事発注者の皆様へ 建設業の労働時間上限規制について

**2024（令和6）年4月1日から  
建設会社にも時間外労働の上限規制が適用されています。**

## ポイント1

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

## ポイント2

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

- **1年間**の時間外労働は**720時間以内**
- **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満（※1）**
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内（※1）**
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

（※1）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。

- **今後このような取り組みが求められます。**  
**工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。**

週休2日制の  
推進

年次有給休暇  
の取得促進

適正な工期の  
設定

施工時期の  
平準化

適切な賃金  
水準の確保

ウィークリースタ  
ンス(※2)の実施



（※2）受発注者間で1週間のルール等を定める制度で、休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日とし  
ない、休前日（金曜日）は新たな依頼をしない、16時以降の打合せは行わないなどの取組みです。

（労働基準監督署 電話番号）

鹿児島労働基準監督署 099-214-9175

川内労働基準監督署 0996-22-3225

鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385

加治木労働基準監督署 0995-63-2035

名瀬労働基準監督署 0997-52-0574



厚生労働省 鹿児島労働局 労働基準監督署

# 令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

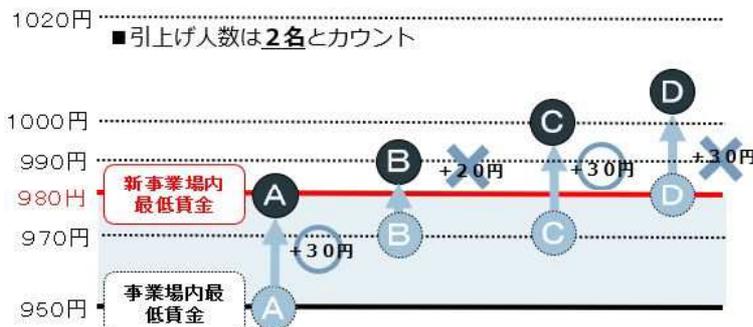
※ 10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



### 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

### <事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を軽減することなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

<導入後>

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集

検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

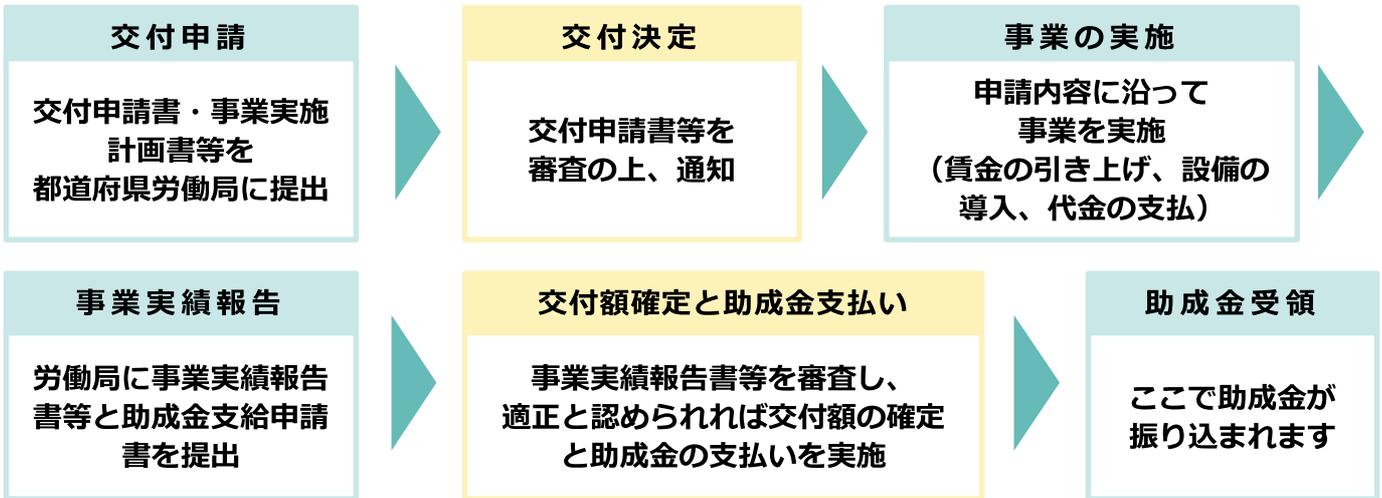
**対象!**

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

**対象外**

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

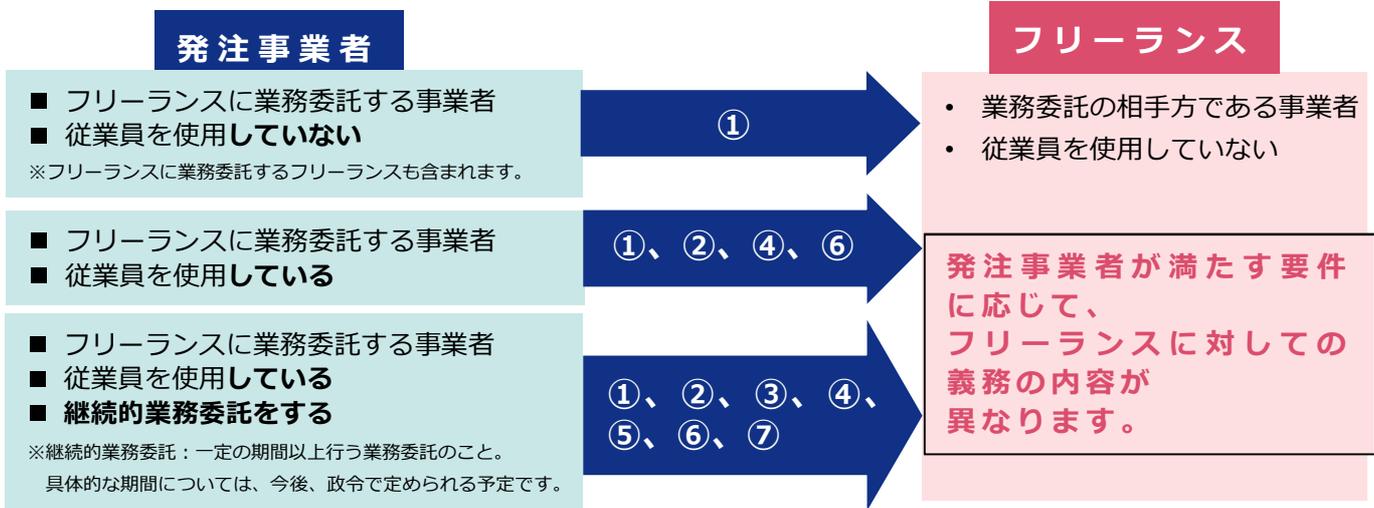
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に  
公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

## 法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

## 法律の内容



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと</li><li>・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと</li></ul>
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- 従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、  
項目④～⑦については、厚生労働省鹿児島労働局  
(099-223-8239)までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

職場の健康管理を  
担当されている皆さまへ

# 職場の健康づくり をお手伝いします!

さんぽセンターの  
ご利用は  
無料です!

労働力人口の減少や労働力の高齢化が進む中、様々な業種において、人材不足が問題となっています。健康経営®やワークライフバランス、ダイバーシティ推進の観点からも労働者の健康確保や疾病・障害を抱える労働者の活用に関する取り組みが求められています。

## 取り組みが推進されると

### 労働者におけるメリット

- ◆健康に関する意識の向上
- ◆健康の保持増進、生活習慣や健康状態の改善
- ◆労働時間の適正化
- ◆有給休暇取得率の向上
- ◆仕事の満足度・モチベーションの向上
- ◆生活の充実、希望する働き方の実現 など

### 事業場におけるメリット

- ◆離職率の低減
- ◆多様な人材の活用による組織や事業の活性化
- ◆優秀な人材確保
- ◆イメージアップ
- ◆コスト削減や業績の向上
- ◆社内コミュニケーションの活性化
- ◆事故・労災等のリスクの減少 など

事業主

健康経営を進めたいけど、  
取り組みがわからない・・・。



しかし・・・

健康管理担当者

職場の健康づくりの担当になった  
けど、どこに頼めばよいか・・・。



ぜひ!

## さんぽセンター をご利用ください!

(鹿児島産業保健総合支援センター)

### 事業場の取り組み内容 (例)

健康経営優良法人認定要件 (2024評価項目から抜粋)

- 管理職又は従業員に対する教育機会の設定
- メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み
- 私傷病等に対する復職・両立支援の取り組み
- 運動機会の増進に向けた取り組み
- 保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
- 長時間労働者への対応に関する取り組み

参考:経済産業省ウェブサイト  
<https://www.meti.go.jp/policy/mono.info.service/healthcare/kenkoukei.yuryouhouzin.html>

### さんぽセンター支援内容 (例)

#### メンタルヘルス対策支援

- ・管理監督者向けメンタルヘルス研修の実施
- ・若年労働者(含む全社員)向けメンタルヘルス研修の実施
- ・メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施
- ・メンタルヘルス不調者の職場復帰支援
- ・「職場復帰支援プログラム」の策定

#### 治療と仕事の両立支援

- ・労働者や事業場担当者からの相談対応
- ・治療と仕事の両立支援に関するセミナーの開催
- ・事業場を訪問し、両立支援に関する情報提供や制度導入などに関する助言など

#### 転倒や腰痛等の行動災害の予防対策

- ・健康測定
- ・社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイス
  - 転倒防止のためのバランス運動
  - 腰痛予防のための運動
  - 職場でできるストレッチなど

#### 地域産業保健センター(労働者50人未満の事業場を対象とした地域窓口)

- ・労働安全衛生法に基づく健康診断結果の意見聴取や保健指導
- ・長時間労働者に対する面接など

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。  
※さんぽセンターは、働く人の健康管理等を支援する機関のため、健康経営優良法人の申請書の書類作成等のお手伝いは行っていません。

問合せ先: 独立行政法人 労働者健康安全機構  
鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002  
HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



電話でも相談できます！

相談専用ダイヤル 099-286-3943

令和6年度

# 県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

## 8月4日に県庁15階労働委員会で開きます！

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士等、労働組合役員等、会社経営者等】がお受けします。（秘密厳守、無料）

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

○ 日時 令和6年8月4日（日）

午前10時～午後4時（受付：午後3時30分まで）

○ 場所 県庁15階（県労働委員会）（鹿児島市鴨池新町10番1号）

エレベーターで15階までおいでください。電話でもOK！



※スマホサイトはこちらから



《お問合せ・予約先》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階

相談専用ダイヤル：099（286）3943

\*8時30分～17時15分

ただし

土・日・祝日・年末年始を除く。

\* 毎月第4火曜日は定期相談会を行っています。

（注：令和6年12月は17日（第3火曜日）です。）